

使用料・手数料改定の検討結果について

使用料・手数料は「受益者負担の原則」に基づき4年ごとに見直しており、前回は平成29年4月に改定を行った。そこで、新公会計制度の導入や消費税の引き上げ等を踏まえながら、令和3年4月の改定に向けて調査・検討を行ってきた。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響により区民生活は深刻な打撃を受けている状況にある。本来であれば、地方税の一部国税化等による大幅な歳入減への対策の一環として歳入確保に取り組むべきところであるが、現状では区民生活への影響を最小限にすることが最優先であると考え、令和3年4月の改定は見送ることとした。改定は見送るが、今後の使用料・手数料に関する考え方と算出した改定額の概要について報告する。

1 検討結果の概要

(1) 検討対象

検討対象は原則として「区独自で改定を行っている使用料・手数料」とした（別表1）。23区で統一的に定めているもの、法令等により別途算定方法が定められているもの等は検討対象から除外した（別表2）。

(2) 算定方法

① 使用料

原価は維持管理費、職員人件費、減価償却費とした。減価償却費の算定には、平成30年度決算から整備された固定資産台帳を活用した。

また、従来は原価に占める受益者負担率の目標値を一律80%に設定していたが、今回から施設別受益者負担率を導入し（下表）、施設ごとに受益者負担率を整理した（別表3）。

市場性	必需性	受益者負担率	
非市場的	必需的	0%	※非市場的：民間による提供が難しい ※市場的：民間による提供が可能
非市場的	選択的	80%	※必需的：区民生活に欠かせないまたは高度な社会的要請がある
市場的	選択的	90%	※選択的：個人の価値観や思考の違いによって必要性が異なる

使用料改定額は、原価に占める現行料金の割合に応じて改定率を定め、現行額に乗じて算出した（別表4-1、4-2）。

② 手数料

1件あたりを処理するための所要経費（物件費及び職員人件費）を原価とし、他区の手数料を参考に手数料を算出した。

③ 消費税の取扱

令和元年10月に10%へと引き上げられた消費税について、原価に含めている。

(3) 算定結果

① 使用料

項目		今回	前回 (平成28年度)
検討対象項目		821(27 条例)	1,065(28 条例)
増額項目数		654	468
据置き項目数		29	596
減額項目数		138	1
平均改定率		24.7%	2.8%
改定後平均原価割合		47.2%	58.8%
平年度 効果額	計	172,427 千円	13,878 千円
	うち収入増(※1)	57,672 千円	4,576 千円
	うち歳出減(※2)	114,755 千円	9,302 千円

※1：直営施設のため、直接的に区の収入増

※2：指定管理者制度導入施設のため、指定管理者の収入増に伴い、区が支出する指定管理料が減額

算定結果は上記のようになったが、令和3年4月の料金改定は見送る。

② 手数料

区独自に設定できる31種類の手数料については、収支状況や他区の手数料の設定状況等を総合的に勘案した結果、現行料金のまま据え置くことが適切であるとの判断に至った。

2 その他

今後の改定時期については、日本経済の状況を見極めながら検討する。また、目標としている受益者負担率に達していない施設が多数あるが、単に使用料の改定を検討するだけではなく、施設の維持管理の更なる効率化や指定管理料の見直しなど、歳出削減に取り組んでいく。

検討対象とした使用料・手数料

【使用料】

No	条例	施設名・対象経費
1	東京都板橋区立高島平区民館条例	高島平区民館
2	東京都板橋区立地域センター条例	地域センター (18)
3	東京都板橋区立ものづくり研究開発連携センター条例	ものづくり研究開発連携センター
4	東京都板橋区立公園条例	区立公園
5	東京都板橋区立生涯学習センター条例	生涯学習センター
6	東京都板橋区立美術館条例	美術館
7	東京都板橋区立郷土資料館条例	郷土資料館
8	東京都板橋区役所駐車場条例	区役所本庁舎駐車場
9	東京都板橋区立地域センター駐車場条例	高島平地域センター駐車場
10	東京都板橋区立ハイライフプラザ条例	ハイライフプラザ
11	東京都板橋区立行政財産使用料条例	行政財産の使用
12	東京都板橋区立いこいの家条例	いこいの家
13	東京都板橋区立学校施設開放条例	学校施設
14	(指定管理) 東京都板橋区立グリーンホール条例	グリーンホール
15	(指定管理) 東京都板橋区立文化会館条例	文化会館
16	(指定管理) 東京都板橋区立体育施設条例	体育館 (5)
17	(指定管理) 東京都板橋区立熱帯環境植物館条例	熱帯環境植物館
18	(指定管理) 東京都板橋区立教育科学館条例	教育科学館
19	(指定管理) 東京都板橋区立八ヶ岳荘条例	八ヶ岳荘
20	(指定管理) 東京都板橋区立榛名林間学園条例	榛名林間学園
21	(指定管理) 東京都板橋区立企業活性化センター条例	企業活性化センター
22	(指定管理) 東京都板橋区立リサイクルプラザ条例	リサイクルプラザ
23	(指定管理) 東京都板橋区立郷土芸能伝承館条例	郷土芸能伝承館
24	(指定管理) 東京都板橋区立エコポリスセンター条例	エコポリスセンター
25	(指定管理) 東京都板橋区立シニア学習プラザ条例	シニア学習プラザ
26	(指定管理) 東京都板橋区立障がい者福祉センター条例	障がい者福祉センター
27	(指定管理) 東京都板橋区立ふれあい館条例	ふれあい館

【手数料】

No	条例	施設名・対象経費
1	東京都板橋区手数料条例	法律等の規定がないもの

【施設利用が無料となっているもの（参考）】

No	条例	項目名
1	東京都板橋区児童館条例	児童館
2	東京都板橋区立公文書館条例	公文書館
3	東京都板橋区体育施設条例	東板橋公園運動場、赤塚体育館運動場

検討対象から除外した使用料・手数料

【使用料】

No	条例	理由
1	東京都板橋区保健所使用条例	23 区統一
2	東京都板橋区立健康福祉センター条例	
3	東京都板橋区道路占用料等徴収条例	23 区統一基準を採用
4	東京都板橋区公共溝渠管理条例	
5	東京都板橋区営住宅条例	別途の算定方法があるため
6	東京都板橋区高齢者住宅条例	
7	東京都板橋区改良住宅条例	
8	東京都板橋区立福祉園条例	法令により規定されているもの（支援費）
9	東京都板橋区立障がい者福祉センター条例	

【手数料】

No	条例	理由
1	東京都板橋区保健所使用条例	23 区統一
2	東京都板橋区立健康福祉センター条例	
3	東京都板橋区プールの衛生管理等に関する条例	
4	東京都板橋区興行場法施行条例	
6	東京都板橋区化製場等に関する法律施行条例	
7	東京都板橋区廃棄物の発生抑制、再利用の促進及び適正な処理に関する条例	
8	東京都板橋区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例	

【別組織・所管で検討するもの】

No	条例・要綱	項目名
1	自転車等の駐車場の整備及び放置の防止に関する条例	自転車駐車場使用料・登録料、放置自転車撤去手数料
2	東京都板橋区保育所等の保育費用に関する条例	保育料
3	東京都板橋区あいキッズ条例	あいキッズ利用料
4	板橋区民集会所の設置及び管理に関する要綱	区民集会所利用料
5	板橋区民農園運営要綱	区民農園利用料

施設別受益者負担率

No	施設名	必需性	市場性	受益者負担率
1	高島平区民館	選択的	非市場的	80%
2	地域センター（18）	選択的	非市場的	80%
3	ものづくり研究開発連携センター	選択的	市場的	90%
4	区立公園	選択的	非市場的	80%
5	生涯学習センター	選択的	非市場的	80%
6	美術館	選択的	非市場的	80%
7	郷土資料館	選択的	非市場的	80%
8	ハイライフプラザ	選択的	非市場的	80%
9	学校施設	選択的	非市場的	80%
10	グリーンホール	選択的	非市場的	80%
11	文化会館	選択的	非市場的	80%
12	体育館（5）	選択的	市場的	90%
13	熱帯環境植物館	選択的	非市場的	80%
14	教育科学館	選択的	非市場的	80%
15	八ヶ岳荘	選択的	市場的	90%
16	榛名林間学園	選択的	市場的	90%
17	企業活性化センター	選択的	市場的	90%
18	リサイクルプラザ	選択的	非市場的	80%
19	郷土芸能伝承館	選択的	非市場的	80%
20	エコポリスセンター	選択的	非市場的	80%
21	シニア学習プラザ	選択的	非市場的	80%
22	障がい者福祉センター	選択的	非市場的	80%
23	ふれあい館	選択的	非市場的	80%

使用料の改定額算出方法
(受益者負担率 80%の場合)

【算定式】 改定額(円) = 現行額(円) × 改定率(%)

原価に占める 現行額の割合	改定率	改定後の割合	原価に占める 現行額の割合	改定率	改定後の割合
100%以上	概ね 80%になるよう改定		74%	106%	78%
99%	81%	80%	73%	107%	78%
98%	82%	80%	72%	108%	78%
97%	82%	80%	71%	109%	77%
96%	83%	80%	70%	110%	77%
95%	84%	80%	69%	111%	77%
94%	85%	80%	68%	112%	76%
93%	86%	80%	67%	113%	76%
92%	87%	80%	66%	114%	75%
91%	88%	80%	65%	115%	75%
90%	89%	80%	64%	116%	74%
89%	90%	80%	63%	117%	74%
88%	91%	80%	62%	118%	73%
87%	92%	80%	61%	119%	73%
86%	93%	80%	60%	120%	72%
85%	94%	80%	59%	121%	71%
84%	95%	80%	58%	122%	71%
83%	96%	80%	57%	123%	70%
82%	98%	80%	56%	124%	69%
81%	99%	80%	55%	125%	69%
80%	100%	80%	54%	126%	68%
79%	101%	80%	53%	127%	67%
78%	102%	80%	52%	128%	67%
77%	103%	79%	51%	129%	66%
76%	104%	79%	31~50%	一律 1.4 倍	
75%	105%	79%	1~30%		

使用料の改定額算出方法
(受益者負担率 90%の場合)

【算定式】 改定額(円) = 現行額(円) × 改定率(%)

原価に占める 現行額の割合	改定率	改定後の割合	原価に占める 現行額の割合	改定率	改定後の割合
100%以上	概ね 90%になるよう改定		74%	116%	86%
99%	91%	90%	73%	117%	85%
98%	92%	90%	72%	118%	85%
97%	93%	90%	71%	119%	84%
96%	94%	90%	70%	120%	84%
95%	95%	90%	69%	121%	83%
94%	96%	90%	68%	121%	82%
93%	97%	90%	67%	122%	82%
92%	98%	90%	66%	122%	81%
91%	99%	90%	65%	123%	80%
90%	100%	90%	64%	123%	79%
89%	101%	90%	63%	124%	78%
88%	102%	90%	62%	124%	77%
87%	103%	90%	61%	125%	76%
86%	104%	89%	60%	125%	75%
85%	105%	89%	59%	126%	74%
84%	106%	89%	58%	126%	73%
83%	107%	89%	57%	127%	72%
82%	108%	89%	56%	127%	71%
81%	109%	88%	55%	128%	70%
80%	110%	88%	54%	128%	69%
79%	111%	88%	53%	129%	68%
78%	112%	87%	52%	129%	67%
77%	113%	87%	51%	130%	66%
76%	114%	87%	31~50%	一律 1.4 倍	
75%	115%	86%	1~30%		